

屠畜は<改革>されるべきなのか ——近現代中国の屠場における回民の伝統習俗——

澤井 充生

I はじめに

中国の近現代史を紐解けば、近代的屠場の開設や現代中国の社会主義建設によって、ムスリム少数民族の伝統的習俗をとりまく状況が急激に変容したことに気づかされる。例えば、関東軍が中国東北、支那駐屯軍¹が華北を占領した後、日本軍関係者は中国ムスリム（主に回民）の伝統習俗への対処をめぐって頭を悩ませていた。満洲国の奉天市（現瀋陽市）では回民墓地買収事件（1932年）、新京市（現長春市）では回民墓地移転事件（1933年）が発生し、満洲国政府と清真寺の信徒集団とのあいだには緊張関係が生じていた² [田島 2010]。そのほか、日本軍占領下北京では、回民が死者のために家畜を自宅あるいは路上で供犠する習俗が禁止されたため、清真寺関係者が日本軍傀儡政権に対して禁止解除を請求し、日本軍関係者と回民の有力者とのあいだで問題解決のための折衝が重ねられたことがあった [中国回教総聯合会華北聯合総部 1938 : 72]。

一方、国共内戦に勝利した中国共産党は1949年10月1日に中華人民共和国の成立を宣言した後、1950年代に中国各地で社会主義改造を実施した。社会主義改造とは政治・社会・経済などの各方面に波及したが、1958年には社会主義改造の一環として宗教制度民主改革が強行された。この宗教制度民主改革では清真寺の宗教職能者が一般信徒に対して<宗教負担>を課していたことを根拠とし、数多くの宗教職能者が<改革>の標的とされた。例えば、当時、清真寺には屠畜・供犠を担当する宗教職能者（屠師）が在籍していたが、屠師は<改革>によってその役職を廃止され、清真寺から追放された [澤井 2022]。

それと同じ時期、中国共産党・政府は回民の屠畜に関する行政指導を公布しており、少数民族の伝統習俗に対する規制が強化される兆候がみられるようになった。例えば、回民は家畜を解体するときに家畜の毛皮と四肢との隙間に息を吹き込むのであるが（中国語では「人工吹気法」）、中国共産党・政府は「人工吹気法」を<不衛生>とみなし、注意喚起をおこなった³。このような行政指導は珍しいことではなく、近年の動向に目を向ければ、犠牲祭の供犠の実施場所に対する規制がみられる。毎年、イスラームの年中行事のひとつ、犠牲祭の期間、家畜の供犠が任意で実施されるのであるが、改革開放政策の導入後、供犠は清真寺の敷地内や付近で実施されてきた。と

ころが、例えば、内モンゴル自治区フフホト市の場合、2010年代半ば頃から市内における供犠が地方政府によって段階的に禁止されるようになり、供犠の実施場所が郊外の食肉加工場兼屠場へ移され、供犠の実施場所は回民の生活圏から切り離されてしまった [澤井 2023c]。

このように、回民の伝統習俗のひとつ、屠畜は近現代中国の政治社会変動のさなかに注目され、日本軍占領下傀儡政権による<改良>、社会主義建設のための<改革>の標的となった。日本軍占領下であれ、中国共産党政権の支配下であれ、イスラームという外来宗教を信仰する少数民族の伝統習俗が否定的な意味を付与され、その結果、<改良>あるいは<改革>の名のもとに統制下に置かれたことは見過ごすべきではない。現在、回民の屠畜にかかわる伝統技法は清真寺の宗教職能者を中心として細々と継承されているが、屠畜をとりまく状況および屠畜の担い手は近現代中国の政治社会変動のなかで否応なく変容を迫られた。このような回民の伝統習俗をとりまく状況をふまえ、本稿では、まず、回民の屠畜が近現代中国の政治社会変動（近代的屠場の開設）のなかでどのように翻弄されたのかという問題（屠畜の<不可視化>）を具体的に記述し、次に、現在、屠畜の伝統技法がどのように継承されているのかということ明らかにし、最後に、近代的屠場の開設によって屠畜が<再周縁化>されたことの意味を考察する。

II 日本人が目撃した回民の屠畜

1 陸軍獣医の証言

日本軍が中国東北・華北・華東などを占領した後、現地の食肉産業の統制に着手したことはあまり知られていない。例えば、華東の山東省済南市では、中華民国27年（1938年）5月、日本軍は公署畜産管理処および市設管理場を設置し、円滑な精肉の供給だけでなく、衛生管理および治安維持の強化を図ろうとしていた [済南市公署畜産管理処 1940：239]。山東省は牛（主に黄牛）の飼育が盛んな地域であり、数多くの牛を華北全体へ供給してきた。したがって、畜産業、屠畜業、精肉販売業が山東省では発達し、豚肉を常食とする漢人とは対照的に、牛の飼育や屠畜、牛肉の販売に従事する回民が多く、回民が牛肉を食用としてきた。済南市には「今より500有餘年前、本市の回教信徒が近隣の農村より牛を購入し、自宅内に於て回教僧侶の手による断頭の下に、各自解体調理し以て食用に供せり」という伝承が伝えられているという [済南市公署畜産管理処 1940：239]。

中華民国17年（1928年）、山東省済南市に牛肉の提供を目的とした屠場が建設されたが、中華民国27年（1938年）5月、日本軍によって取り壊され、新しい市設管理場が建設された。牛の屠場とは別に、羊の屠場もかつて設立されていたが、中華民国27年（1938年）5月に市営の管理場に統合された [済南市公署畜産管理処 1940：240]。

1940年当時、済南市には市営の屠場が3箇所存在した〔済南市公署畜産管理处 1940：241〕。日本軍占領下における新しい屠場の設置は、食肉の安定供給、公衆衛生の徹底、治安維持の強化を主に目的としていた。そのほか、新しい屠場の設置が現地の伝統的な屠畜の<改善>を目指すものであったことに注目すべきである。例えば、済南市公署畜産管理处の報告には次のように記述されている。

新装備を施せる大屠場の新設に當り考慮すべきは非能率、非衛生的にして且つ屠殺法凄惨なる回教式屠殺法を、打額式所謂日本式屠殺法に改善せねばならぬ〔済南市公署畜産管理处 1940：246〕。

屠殺法の改善により、屠肉の精良を期せねばならない〔済南市公署畜産管理处 1940：247〕。

日本軍の華北・華東占領期よりいささか遡るが、清朝末期に關東州遼陽に駐屯した陸軍獣医が回民に関する有益な情報を残している。陸軍二等獣医だった菊地は關東軍の獣医行政に関わったため、現地に居住する回民の風俗習慣を観察し、仔細に記録している。

回々教ハ其例ニシテ牛肉ノ外他ノ肉食ヲ為サバルナリ、而シテ頑迷ナル同一場所、同一器物ニテ異動物ノ屠殺調理ヲ忌ムノミナラズ、普通支那人ト婚姻ヲモ通セズ、故ニ回々教ノミノ為メニ設ケタル料理店、菓子店等即チ専門ノ店ノ存スル全ク之ニ因スルナリ、前述セル如ク回々教ハ牛肉ノミヲ食スト云ヒタルモ羊、鶏、鶩ヲ間々食スト云フ、尚ホ病アルモノ、自死セルモノ、他教人ノ屠殺スルモノハ食セザルナリ〔菊地 1906：385〕。

陸軍獣医の菊地は、従軍先に回民が多数居住していたからか、回民の屠畜の過程についても詳細な記録を残している。菊地が実際に観察したのは清朝末期の關東州遼陽に居住した回民の習俗であるが、以下、引用しておこう〔菊地 1911：368-369〕。イスラームの聖句を朗誦すること、家畜の頸動脈・気管・食道を切断することなどの特徴が記録されている。

満洲における牛・羊などの屠畜

- 1 牛は四肢を拘束して転倒し、頸を提挙して頸断する執刀者は回々教徒にて呪文を唱へて頸動静脈より頸の六七分迄截断直に剥皮に着手す。剥皮は下頸より白腺会陰に截切し後前膊内面股部内面を切り漸次全身に及ぶ更に内臓摘出を了へて季肋骨より前軀後軀に両断吊懸す。

- 2 馬、騾驢は手斧を以て前頭骨に一撃を加へ転倒の後頭部を断ち放血す。
- 3 羊は四肢を縛り之を卓上に置き断頭者たる回々教徒は口に呪文を誦して断頭し後豚の如く呼気吹上の剥皮を行ふ。

関東軍が建設した新しい屠場に入入りしていた菊地は回民の食の規範についても詳細に記録している。回民が屠畜する家畜（牛、羊）が他の家畜（豚、馬）と隔離され、また、屠畜の際に使用する器具も区別されていることが具体的に指摘されている。

満洲は回々教の関係上屠室を別に建築してある、其理由は回々教なる宗教は歴史上最も頑迷なる宗教で牛肉と羊鶏鷓肉を食し他の肉食をせんのである、而し馬肉豚肉は不浄であると称へ牛肉を調理する器物で馬肉豚肉の料理を絶対に嫌悪する、又牛の屠室で豚や馬の屠殺を厳禁してゐる、豚や馬の屠器で回々教の食する牛や羊の屠殺や料理も出来ない、又回々教の者が呪文を唱へて屠殺した牛羊肉以外他教人の殺したものも食はない、右のやうであるから、牛羊に病あるもの斃死獣肉も勿論食はない [菊地 1911 : 29]。

陸軍獣医を務めた菊地のあくまでも個人的な意見にすぎないが、菊地は日本軍占領下関東州で実際に接触した回民について以下のように書き記し、イスラームには<迷信>が含まれており、それを打破すべきものであると主張していた。

コレト同時ニ頑迷ナル回々教ノ肉食需要者ヲシテ文明的ニ行動セシメ初期嫌忌セシコトモ今ハ念頭ニナキ有様トナリタルハ予ノ欣喜スル處ニ御座候、贅言ニハ御座候得共古来宗教上ノ迷信ヨリ、身ヲ殺シ、家ヲ失ヒ、甚ダシキハ国ト国トノ戦争ヲモ誘起セルナリ、満洲ニ於ケル食肉ノミナラズ、凡テノ事ト回々教トノ関係ハ研究スベキ問題ニシテ回々教ノ或一部ノ迷信ヲ捨テナバ吾人ノ賛スベキ宗教タリ、或一部ノ迷夢ノ打破ハ吾人ガ執リ居ル屠獸場ノ主義ノ如キハ有力ナル思想ノ改良タルナリ [菊地 1906 : 389]。

陸軍獣医を務めた菊地の記録を読んだかぎり、日本軍占領下中国に開設された近代的な屠場では回民の屠畜がある種の自文化中心主義的な視点から眺められていたことがよくわかる。筆者の知るかぎり、戦前・戦中期、日本の傀儡国家満洲国、日本軍占領下の北京市や内モンゴルにおいて回民と接触した日本人研究者は少なくないが⁴、日本人研究者がイスラームや回民に対して差別的な感情をもって記述した論文や報告書はほとんど見られない。むしろ、日本人研究者は中国のイスラームや回民に対して大いなる知的好奇心を示し、中国ムスリムの歴史や生活を肯定的に捉えようとした文献資料が多い。研究者の記録や報告書と比較すれば、日本陸軍の獣医を務めた知識人

が中国のイスラームや回民に対して抱いた否定的な感情は自文化中心主義的なものであると指摘することができる。

2 路上供犠の禁止

日本軍占領下の満洲や山東省に開設された新しい屠場で観察された出来事の記録を参照・引用したが、当時、日本軍関係者と現地住民とのあいだに文化摩擦がときおり発生していたことに注目したい。例えば、日本軍占領下北京市には中国回教総聯合会という傀儡団体が組織され、華北に居住する回民の宗教指導者や有力者たちが会員として数多く動員されていた。日本軍が1937年に占領した北京市の場合、回民が死者のために羊を自宅や路上などで供犠する習俗をめぐる、日本軍傀儡政権、中国回教総聯合会、清真寺関係者のあいだで何度か話し合いがもたれたことが記録されている。1938年11月に刊行された中国回教総聯合会の機関誌『回教月刊』に次の記事が掲載されている。

セ貼羊問題依然として希望なし

——民族の信仰に適合した法制度はいつ実現するのか

北京市に屠場が成立した後、回民の自宅におけるセ貼羊の屠畜は厳しく禁止されているが、回教会（中国回教総聯合会：筆者注）の王瑞蘭前委員長、北京回教会の会合に先立って教民たちの要請に応じて政府関係者と交渉するも承認を得られなかった。一般的に、教民はイスラームの規定によって伝統習俗をおこなっており、習俗の変革は実に困難を極める。教民たちは再度要請したため、政府関係者はイスラームの年中行事（イード：筆者注）および預言者生誕祭の場合の屠畜（供犠：筆者注）については容認するが、その三日前に家畜検査、納税手続を実施せねばならない。そのほかの各家庭でおこなう死者祈念儀礼などでの自宅での屠畜（供犠：筆者注）は許可されずにいる。数日前、回教徒の楊開甲氏が政府当局の措置が民族の礼法を尊重しないものとし、回教総会（中国回教総聯合会：筆者注）に書簡を送り、回民がイスラームの經典によって習俗をおこなえるよう、教民側の要請に応じるよう請願した。回教総会主席顧問の高垣信造氏は北京区本部の藤田顧問を現地における交渉の責任を取るよう派遣したが、島田顧問は政府当局がすべての要求を承認することは難しいと述べた。民族の信仰に適合した法制度設置の希望は依然として実現の可能性はない⁵。

日本軍占領下北京市では近代的屠場が新たに建設されたのだが、それ以降、イスラームの年中行事および預言者ムハンマド生誕祭のときに実施する家畜の供犠は家畜の事前検査および家畜税の納入を条件として容認されていた。それとは対照的に、回

民が死者のために自宅あるいは路上で実施する家畜の供犠は禁止された。そのため、回民の有力者が中国回教総聯合会に意見書を送付し、回民の習俗を尊重するよう要請し、日本軍関係者（顧問）は話し合いの場をもったが、回民側の要望が受け入れられる可能性は依然としてなかったという。おそらく日本軍占領下北京市の傀儡政権は税収確保、衛生管理、治安維持のために回民の路上供犠の禁止を通達したのだが、回民の有力者が日本軍の傀儡団体だった中国回教総聯合会との交渉をあえて要請するほど深刻な事態が生じたと考えられる。

例えば、日本軍占領下北京市では、屠畜のときに以下の費用を支払う必要があった。羊一頭の場合、屠場への入場料が1角、検疫料が5角、屠畜税が3角であり、1938年には1年あたり羊860,238頭を屠畜したという〔三田・竹内 2002（1941）：271〕。1938年当時、北京市には回民9,874世帯（45,780名）が居住していたという警察署の記録がある〔三田・竹内 2002（1941）：266〕。あくまでも推計であるが、かりに9,874世帯の回民が1年に1回あるいは2回、セ貼羊の儀礼を実施したとすれば、少なくとも9角×9,874（計88,866角）あるいは18角×9,874（計177,732角）が屠場に支払われる。貨幣単位を元に変換すると、1年あたり8,886.6元あるいは17,773.2元が屠場に納められることになる。行政機関に納められる屠畜税だけでも3角×9,874（計29,622角）あるいは6角×9,874（計59,244角）、元換算の場合、2962.2元あるいは5924.4元が税収として見込まれる。こうしたことから、日本軍占領下北京市の傀儡政権にとって、セ貼羊の儀礼が秘密裏に実施され、屠畜税などが行政当局に納められないことは大きな経済的損失として受けとめられたのではないかと推察することができる⁶。

Ⅲ 屠畜業の集団化と宗教制度民主改革

1 中国政府が禁止した「人工吹気法」

ここからは中華人民共和国成立後の状況に目を向けたい。1949年10月1日、中華人民共和国が建国されると、中国共産党・政府は社会主義建設に着手した。まず、中国共産党・政府は1950年代に全国各地で土地改革法を施行し、土地の私有制を禁止し、その後、1949年以前からあった私営企業の公私合営化（その後は国営化）を推し進めた。中国共産党・政府が提唱した公私合営化は、中国国内においてハラール産業（主に家畜販売業、家畜仲買業、牛羊肉販売業、屠畜業、飲食業）を牽引してきた老舗を抜本的に<改造>した。なお、詳細についてはすでに報告したことがあるため〔澤井 2023a〕、本稿では要点にしか言及しないことにする。

公私合営化とは、当時、資本主義的商工業を社会主義的形態へ移行させるための政策であった。1954年憲法の規定をふまえ、1955年11月に全国で施行され、1956年末には90%以上の私営企業の公私合営化あるいは合作社化が完了したと報告されている。公私合営化はその文言から推察できるように、個人経営者と国家との共同経営を試行

するものであり、個人経営者は資本家として「改造対象」とされたため、名義上、生産手段の所有権を持ち続けるが、店舗の管理権（経営権）が国家に移行された。中国各地において公私合同化が広範囲に実施されると、農業、商業、工業などの社会主義建設は国有化の段階に移った [澤井 2023a]。

中国共産党・政府が回民集住地域において推進した公私合営化の具体的状況については、中国回民文化協進会の機関誌『通訊』に関連記事が掲載されている。例えば、1955年5月の第8期に「干一委員關於天津市回民転業、就業和对牛羊肉業進行社会主義改造情况的發言」、1956年4月の第14期に「合作後的西寧市牛羊肉市場」、1956年5月の第15期に「長春市一個公私合営的回民飯店」、1956年6月の第16期に「臨清市回民工商業、手工業在私改後的情況」、1956年9月の第19期に「天津市本着回族自治的特点完成了牛羊肉全行業的改造」「撫順市75%的回民加入了工人階級隊伍」「厦門清真屠宰場納入国営」、1956年10月の第20期に「大名県城関鎮解決了回民肉食業的困難」「哈爾濱市对回民各行業的改造情況」、1957年2月の第24期に「進一步做好回民職工的伙食管理工作」「談談回民職工的伙食問題」、1957年3月の第25期に「北京市飲食業中的民族工作」、1957年5月の第27期に「張家川回族自治州私営工商業手工業社会主義改造後的情況」が掲載されており、主に回民集住地域における社会主義改造の成功例が具体的に紹介されている（1955年5月から1957年5月にかけて刊行された『通訊』）。

本稿では屠畜にかかわる社会主義改造に注目する。中国共産党・政府は、主に都市部において商工業の公私合営化に取り組み始めた頃、1955年9月、回民の伝統習俗に関わる行政指導（指示）を商業部に通達させている [国家民族事務委員会政策法規司編 2006: 39-40]。その行政指導は「關於牛羊肉經營中有關回民風俗習慣的几点注意事項的指示」（表1）といい、回民の屠畜に関する注意事項が含まれている。以下、行政文書を引用し、注意事項の内容を確認しておきたい。

この行政文書に目を通せば、当時、中国政府が社会主義改造を推進したときに屠畜の集団化・機械化に重点を置いていたことがわかる。当時、中国政府の旧商業部にとって公私合営化後の屠畜業や食肉加工業の新しい単位をいかに運営するのかが大きな関心事であり、新しい屠畜従事者の社員教育、食肉を加工・製造するための環境の整備、食肉商品の保存・運搬などに対して注意が払われていた。このような旧商業部の行政指導は工場屠畜を大規模に展開するためには有意義なことであるが、仔細に検討すれば、いくつかの問題が散見される。

まず、第一項の注意事項を取り上げたい。第一項には、回民が食する牛・羊は「阿訇」（アホン）という宗教職能者によって屠畜されねばならないが、至急屠畜する必要があり、アホンが不在の場合、回民の職工が屠畜を実施しても構わないと説明されている。詳細については後述するように、中国イスラームの伝統主義者が運営する清真寺では、清真寺においてイスラーム諸学をある程度修得した「下刀阿訇」（下刀アホン）という宗教職能者が1950年代半ばまで家畜を屠畜してきた。それに対して、旧

表1 關於牛羊肉經營中有關回民風俗習慣的几点注意事項的指示

<p>回民食品の供給工作を改良するために民族政策を貫徹し、民族団結を強固にし、不合理な現象を改めねばならない。回民が食用とする牛羊肉の供給に関わる経営上の問題については以下の注意点を特記する。</p>
<p>1 一般に、回民に供給する牛羊肉はアホンが屠畜を執行しなければならないが、もし緊急の場合にアホンが不在であるならば、回民の職工が処理してもかまわない。牛・羊の皮や骨の処理はできるかぎり回民の習俗にしがって実施すべきである。牛・羊の生殖器、胞衣、肛門、膀胱、脾臓、脊髓、血液など回民が食用としない部位は完全に取り除き、また、専門家が検査を実施し、体内に残してはならない。</p>
<p>2 羊の皮を剥ぐ方法としては「人工吹気法」の代わりに段階的に「架子剥皮法」を実施し、衛生面に十分に注意しなければならない。</p>
<p>3 自然冷凍した牛羊肉を運搬する場合、清潔で衛生的な状態を保持するために、不浄なものが混入しないよう、腹部を洗淨した後は腹部を内側にし、包装後に紐で密封し、紐の縫い目に屠場の包装作業員の番号、検査員の印、「回屠」（「回民が屠畜した」という意味）のスタンプを押さねばならない。</p>
<p>4 回民が屠畜した牛羊肉の場合、入出庫検査の管理には回民に担当させ、移送や入出庫の文書に「回屠」のスタンプを押し、他の肉類と別の倉庫に保管し、別の車両に積み込んで運搬し、別々に販売しなければならない。防水布、ゴザ（敷物）、人力車、輓獣車、自動車は専用のもを使用すること。鉄道当局の同意が得られれば電車も専用の車両を使用することができるが、それが不可能であるならば洗淨・消毒して使用する。もし洗淨・消毒が不可能な場合、敷物を敷き詰めればよい。また、可能なかぎり回民を雇用して運搬させるべきである。</p>
<p>5 回民が集住する大都市・中都市では、可能なかぎり、国営企業が牛羊肉専門の卸売部門を設置し、回民の小売店を活用して販売すること。一般に、回民が比較的少なく、牛や羊の屠場がまだ設置されていない地域では、回民の精肉販売業者に屠畜・加工、あるいは家畜販売を委託する方法を採用し、需要を満たすこと。</p>
<p>6 大都市や中都市の主要な産地の場合、アホンの屠畜に対する収入（報酬額）が高額となっている問題については、政府関係機関の協力によって教育を実施し、意識を向上させねばならない。また、政府関係部門の同意を経た後、アホンの収入を適切に引き下げ、他の労働給与とおおよそ同じ水準とすることができる。</p>
<p>中国各地でイスラームを信仰する者は回民だけではないため、以上の規定は各地の具体的な状況に応じて実施する。</p>

出所：国家民族事務委員会政策法規司編 [2006：39-40]。

商業部の注意事項では、特別な事情がある場合、一般人（ただし回民）による屠畜が許容されている。伝統主義者の清真寺の場合、一般信徒が家畜を屠畜するとき下刀アホンに屠畜代行を依頼してきたという慣行をふまえれば、国家権力が一般人（一般信徒）による屠畜を実質的に容認したことは回民の伝統習俗に軌道修正を迫るものであるとみなすことができる。

もう一点指摘すべきことがある。第二項の注意事項には、回民社会において伝統的

な屠畜方法として採用されてきた「人工吹気法」が衛生上の理由から新しい方法に転換されるべきであると説明されている。一般に、下刀アホンが家畜を屠畜した後、「屠夫」と呼ばれる屠畜業者（家畜解体業者）が家畜を解体するのであるが、「屠夫」は家畜の毛皮を剥がすときに四肢の切り口に唇をつけ、空気を吹き込む。これは毛皮と肉とのあいだに隙間を作り、毛皮を剥がしやすくするための作業であり、「人工吹気法」と呼ばれている（写真1が「人工吹気法」の準備作業に相当する）。このような「人工吹気法」が旧商業部によって<不衛生>であ



写真1 四肢に切り込みを入れ、空気を吹き込む準備作業（内モンゴル）
出所：筆者撮影（2016年）

るとみなされ、そのかわりに現代的屠場を利用した家畜の解体に代替されることが推奨されたのである。実は、「人工吹気法」は現在でも家畜の屠畜の際に実施されており、回民の住民たちは特に嫌悪感を抱いているようにはみえない。ただし、改革開放期に誕生した新しい食肉加工会社や屠場などでは自転車の電動空気入れのような装置を導入し、家畜の毛皮を胴体から剥がすようにしており、「人工吹気法」を実施する業者は減りつつある。

最後に、第六項の指示も無視することができない。当時、屠畜を担当するアホンの給与（報酬）が高額となっていたことが問題視されており、行政指導による負担軽減、関係者の意識改革の必要性が指摘されている。詳細については後述するが、1950年代以降、清真寺において屠畜を担当するアホンが一般信徒の代わりに家畜を屠畜した後、一般信徒から報酬を受け取り、その報酬総額が高額だったことが<宗教負担>として批判されるようになったのだが、その問題点が第六項に記載されたのであろう。

2 宗教制度民主改革における宗教職能者批判

1957年に始まった反右派闘争が終わった頃、1958年、宗教制度民主改革が発動された。宗教制度民主改革は、中国国内の公認宗教（仏教、道教、カトリック、プロテスタント、イスラーム）に対して社会主義改造を推進した政策である。中国国内の公認宗教では1949年以前から宗教施設の管理・組織、宗教職能者の雇用・育成が自主的に維持され、ある程度の自治が容認されてきたが、中国共産党・政府は社会主義建設にとって相応しくない、公認宗教の<封建的>な制度や儀礼、宗教職能者の権限や役職などに対して廃止あるいは縮小を試みた。もっとも公認宗教という語彙を使用したのが、宗教制度民主改革は非公認宗教をも射程に入れていた。

イスラームにかかわる新しい政策としては、1958年、中国イスラーム教協会が回民座談会を開催し、中国西北に拠点を置くスーフィー教団の指導者を<右派分子>として公然と批判し始め、中国ムスリム内部においても権力闘争を拡大させた。それとちょうど同じ時期、清真寺において宗教制度民主改革が着手、宗教職能者、宗教学生、管理責任者なども<改革>の標的とされた。本稿で注目すべきは、清真寺で屠畜を専ら担当していた下刀アホンの役職が廃止されたことである。前述したように、中国イスラームの伝統主義者が運営する清真寺には下刀アホンという宗教職能者がかつて配置されており、彼らが屠畜を担当し続けてきた [澤井 2022]。1958年の宗教制度民主改革では下刀アホンが屠畜代行によって獲得する自発的喜捨（謝金）が<宗教負担>として批判されたのである。

実際、中国イスラーム教協会の機関誌『中国穆斯林』には、1958年当時の<宗教負担>をめぐる議論が数多く掲載されている。例えば、1958年に発行された『中国穆斯林』第1期に「北京的清真寺」という記事が掲載されており、そこでは北京にある清真寺の建築様式、組織構造、経済活動が紹介されているのだが、「下刀費」という見出しで下刀アホンに対する批判的な意見が菌に衣を着せず活写されている [馬沙 1958 : 21]。

外国にある多くのモスクでは屠畜を実施する制度がなく、ムスリムは自分たちが食べる鶏や鴨は自分たちで屠畜する。それに対し、中国ムスリムの伝統習俗では、ムスリムは自分たちが食べる鶏や鴨あるいは牛羊販売業者の牛・羊を「寺師傳」（下刀アホン：筆者注）に屠畜してもらい、いくらかの報酬を手渡す。この報酬は下刀費と呼ばれている。下刀費の収入は屠畜従事者に所有され、牛・羊を屠畜した場合、下刀費の収入は比較的多い（ある屠畜従事者の月収は100元を超える）。こうした収入の一定額が清真寺の収入となる。

そのほか、同じく1958年の『中国穆斯林』第2期には「宰牲常識」という記事が掲載されており、そのなかでは清真寺関係者が回民の伝統的な屠畜の方法を批判した意見が紹介されている [馬振邦 1958 : 10]。

馬堅教授（北京大学教授：筆者注）が「回民的風俗習慣」という文章のなかで「一般的に、回民が食する牛、羊、鶏、鴨などはアホンが必ず屠畜しなければならない。数十里も遠く離れたところからアホンに屠畜を依頼するが、これは不必要である。いずれの回民も屠畜の方法を知りさえすれば、屠畜を実施する権利があり、いかなる者も干渉してはならない」。

（中略）

我が国の社会主義建設は各民族が共同で取り組むべき榮譽ある任務と奮闘目標で

ある。数年来、社会主義建設の各部門では、多かれ少なかれ、ムスリム諸民族が活動に参加しており、例えば工業や農業などの生産活動に従事している。これらのムスリム諸民族は宗教信仰の影響から牛、羊、鶏、鴨などの肉を食するにあたってイスラーム法の規定にしたがって屠畜し、食用とする。一般的には清真寺の掌教阿訇（下刀アホン：筆者注）が執り行う。しかし、清真寺やアホンがない地域で、自分自身で屠畜が執り行えない場合あるいは屠畜の方法を知らない場合、肉を食することは困難となる。もし屠畜の方法を習得し、理解していれば問題は解決する。

それにもかかわらず、アホンが屠畜しないかぎり認められないと考え、そうでない場合、イスラーム法に抵触することを理由とし、アホンでない人が屠畜することに反対する人々がいる。他の人あるいは自分自身が屠畜の方法を理解していても、そのような態度は他人を信用しておらず、また、自分自身をも信用していないことを意味する。慣習の観点からみれば、そのような態度は理解できるが、根拠のないことである。クルアーンには以下のように記述されている。「アッラーはあなたがたに易きを求め、困難を求めない」(第2章第185節)。預言者ムハンマドもこう言う。「宗教は行いやすいものである」(ナワウィーのハディース)。こうしたことから、私はイスラーム法というものは「死板」(融通の利かない：筆者注)ではなく、風俗習慣も改められるべきだと考えている。私たちはイスラームの教義に違反しないかぎり、具体的な状況に照らし合わせて問題を処理することが必要なのである。このような姿勢が社会主義建設に利するのであり、また、個人の肉食という生活の需要にかかわる問題の解決に利するのである。

投稿者の馬振邦氏は清真寺に勤務する人物であり、清真寺関係者が下刀アホンによる屠畜という伝統習俗を公然と批判したことは予想外の出来事であったにちがいない。ただし、中国イスラームには様々な「教派」があり、下刀アホンの屠畜代行に異を唱える「教派」がないわけではない。例えば、中国西北を拠点として中国各地に拡大したイスラーム改革主義者には伝統主義者が遵守する下刀アホンの屠畜代行を公然と批判する信徒がいる。このような中国イスラームの「教派」間にみられる見解の相違を念頭に置けば、馬振邦氏が1958年の宗教制度民主改革以前から下刀アホンの屠畜代行を快く思っておらず、その負の感情が宗教制度民主改革のときに噴出した可能性が考えられる。当時、このようなアホンに対する不満や非難は珍しいことではなく、1958年の『中国穆斯林』には数多く掲載されている（例えば、呉鳳儀 [1958：22]）。

IV 屠畜の伝統技法とその継承

1 社会主義改造後の屠畜従事者

1958年の宗教制度民主改革のほか、1950年代後半以降、中国では社会主義改造とい

う新しい路線が提唱され、1949年以前は私営だった屠畜業が集団化、つまり、公私合営化および国営化の標的とみなされた。社会主義改造の結果、国営の「食品公司」（食品会社）が新たに誕生し、屠畜業および精肉加工業などが国営の食品会社によって統括されることとなった。国営の食品会社が管轄する屠場において新しい機械設備が導入され、現代的な工場屠畜が開始されたのである。

中国共産党・政府が新たに設立した食品会社は従業員をどのように確保したのであろうか。1950年代前半まで私営の屠畜業者であった「屠夫」（家畜解体業者）が新しい食品会社の従業員として雇用された事例が報告されている。もっとも「屠夫」の全員が食品会社の従業員として雇用されたわけではないが、食品会社という新しい国営企業に採用され、屠畜業に従事し続けることができた職人は一定数存在した。

当然のことながら新しい食品会社においても大量の家畜を屠畜する従業員が必要とされていたわけであり、1958年頃まで清真寺に在籍していた下刀アホンのなかには食品会社の従業員として雇用された者がいた。清真寺から追放された下刀アホンの全員が新しい食品会社に転職できたわけではないが、食品会社に異動した下刀アホンが存在したことは事実である。具体例として、内モンゴル自治区フフホト市に居住した下刀アホンの事例を紹介したい。フフホト市には馬蓮灘という地域があり、1950年代まで回民の「屠夫」（家畜解体業者）が集住していた。これらの家畜解体業者は馬蓮灘にある清真東寺に通う信徒であり、彼らが清真東寺を社会経済的に支えていた。馬蓮灘に生まれ育ち、父親が屠畜業を営んでいた回族（男性、60代、定年退職者）の証言を参照してみよう。

馬蓮灘の清真東寺には下刀アホン（馬姓）が在籍していた。馬師傳（尊称：筆者注）は地元で非常に有名な下刀アホンだった。馬師傳は清真寺でイスラーム諸学を学んだのはもちろんのこと、体格がよく、屈強な人物であった。1955年頃、社会主義改造の結果、馬師傳が50代なかばぐらいのとき、国営の食品会社へ配属され、食品会社の職員として勤務した。屠畜に長けた馬師傳は食品会社では非常に重宝され、同社では年間1000頭以上の牛、12万頭の羊を屠畜していた⁷。

しかしながら、1966年から1976年にかけて文化大革命の荒波は食品会社などの飲食業界にも吹き荒れ、当時、食品会社に在籍した屠師（旧来の下刀アホン）の役職は<封建勢力の代表>として廃止されてしまった。また、中国国内のハラール飲食店や回民の自宅にイスラームの聖句を記した看板を掲げる慣行があるのだが、これらの看板も撤去させられた [彭年編著 1996: 301]。

文化大革命は様々な業界に災いをもたらしたが、1978年に改革開放政策の導入が決定された後、経済自由化の加速化とともに、かつて公私合営化・国営化の際に接収されたハラール飲食店が国営企業としてだけでなく、個人店舗または私営企業としても

再開できるようになり、工場屠畜の機械化が中国各地のハラール企業で積極的に導入されるようになった。例えば、『民族画報』には近代的屠場の写真が掲載されている。写真2は河北省大廠回族自治区で撮影された1980年代の屠場である。写真3は河北省滄州にある回族集住地域のひとつ、馬本斎村の食肉加工場を紹介したものであり、ハラール産業の特徴が次のように解説されている。

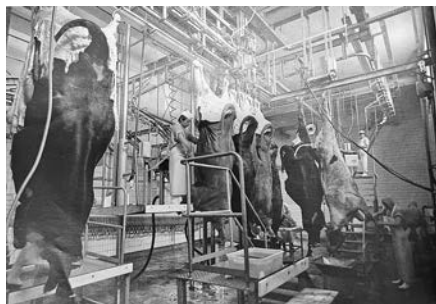


写真2 現代的屠場（河北省）
出所：『民族画報』（1989年1月号）



写真3 屠場の作業員（河北省）
出所：『民族画報』（1985年8月号）

この地域には「金、佟、白、馬、哈蒸炸又宰殺」（金、佟、白、馬、哈という姓の回民は飲食業あるいは屠畜業を営む）という俗諺があり、これは地元の回民が商業に長けており、第三次産業の成長ぶりを生き活きと説明している。また、回族の農民には牛羊を飼育する豊富な経験もある。中国共産党の富民政策の春風がこの地域に吹き込んだ後、馬本斎回族郷の人民政府およびその他の関連部門は馬本斎村人民の貧困を撲滅し、富を成す政策を支持し、数年のうちに牛・羊の飼育および屠畜業はおおいに発展した（『民族画報』1985年8月号）。

そのほか、『民族画報』には天津市の近代的屠場に関する報告も記載されており、以下、一部抜粋しておきたい。それによれば、1981年3月、紅橋区春徳街に民族知青食品廠が開設され、定職に就いていなかった215名の青年が勤務できるようになったという（215名のうち回民は124名）。

春徳街は天津市において回民が集住する街道のひとつであるが、無職の青年たちが何もやることなく、不憫で、家長（親）は行く末を心配し、街道の党・行政機関は焦りを感じていた。街道の党委員会は管轄地域の現状を分析し、街道に食品工場に勤務し、専門技術をもつ回民の退職者が少ないことに気づいた。思想を解放さえすれば恐怖心を克服することができるわけであるから、無職の青年たちの就業問題を解決できる（『民族画報』1983年6月号）。

このような工場屠畜の新しい設備は日々の屠畜だけでなく、イスラームの犠牲祭のときの供犠においても利用されており(写真4)、数多くの家畜(主に牛)が工場内部で加工処理されている。例えば、内モンゴル自治区フフホト市では清真寺が分布する市中心部では屠畜を実施できなくなったが、その代わりに、市郊外のハラール食肉加工場において屠畜・供犠を実施するようになった。供犠の実施場所が市郊外へ移転されたため、供犠の参加者・見学者数は減ってしまったが、供犠それ自体は実施できている。写真5は1980年代に河北省廊坊市大廠回族自治区の食肉加工場で撮影されたものであるが、食肉加工場に専属するアホンが巨大な牛を屠畜した様子が記録されている。食肉加工場の作業服を着用していることから、清真寺から派遣されたアホンではなく、食肉加工場に在籍するアホンであろう。

2 清真寺における伝統技法の継承

1978年に改革開放政策の導入が決定され、経済自由化政策が中国各地に波及した後、文化大革命期に破壊あるいは転用された清真寺の修復や新しい清真寺の建設が承認されるようになり、「教長」(宗教指導者)やその弟子たちなどの宗教職能者が清真寺に復帰できるようになった。1980年代当時、文化大革命を経験したが、生き残ったアホンたちがおり、彼らが清真寺で弟子を育成し始め、宗教教育の再開に力を注いだ。

屠畜に関する出来事としては、1958年の宗教制度民主改革によって下刀アホン



写真4 犠牲獣の解体(内モンゴル)
出所:筆者撮影(2017年)



写真5 屠場のアホン(河北省)
出所:『民族画報』(1989年1月号)

が追放されたため、文化大革命終結の直後、清真寺には屠畜を専ら担当する専門家が在籍していなかった。当時、中国各地ではハラール産業の民営化も進みつつあり、屠師の育成は急務とみなされていた。清真寺では屠師を育成するための研修班（北京市の場合、「刀師傳培訓班」と名付けられた）が組織され、教長やその弟子たちが新たな屠師として養成されることとなった（写真6）。なお、下刀アホンという役職は1978年以降も廃止されたままである。



写真6 刀師傳培訓班（北京市）
出所：『民族画報』（1985年6月号）

北京市の場合、ハラール食肉加工場としては北京市食品公司牛羊肉聯合加工場が大規模なものであり、1984年には首都民族団結表彰大会において先進集体の名誉称号を授かっている。この食肉加工場には漢族、回族などの職人が1,000名以上在籍し、団結進取、活力に満ちた会社である。1978年の中国共産党第十一届三中全会の開催以降、この会社は上級関連部門の保護の下、中国共産党の民族政策を真摯に徹底的に施行し、生産体制の改革を実行し、一定数の少数民族幹部を選抜し、食肉加工場内の各レベルの指導を担当させ、また、大量の少数民族職人を育成し、食肉加工事業に活用したという（『民族画報』1985年6月号）。この取材記事には、清真寺に在籍するアホンがハラール食品の生産・開発に取り組んでいる写真が掲載されている（写真7）。これらの写真は、改革開放政策の導入直後、清真寺のアホンがハラール産業に積極的に動員され始めたことを物語っている。



写真7 清真食品の検討会（北京市）
出所：『民族画報』（1985年6月号）

それでは、現在、屠畜の伝統技法がどのように継承され、実践されているのかを確認する必要がある。筆者が内モンゴル自治区フフホト市や北京市で観察した屠畜の事例を参照しながら具体的な細則をみていこう。

表2に整理した（1）から（10）までの細則は屠畜従事者が守るべき規定である。これらの細則はあくまでも主要なものにすぎず、そのほかにもシャリーア（イスラーム法）に精通しているかどうか、日々礼拝を行っているかどうかといった規定がある。また、これらの細則を遵守するかどうかについては個人差があり、すべての屠畜従事者がこれらの細則を遵守するわけではない。しかしながら、（1）屠畜前の沐浴、（2）

表2 屠畜の伝統技法

番号	屠畜従事者の遵守すべき細則
1	屠畜従事者は事前に沐浴を済ませておくこと。これは身体の汚れを洗い流し、心身ともに清浄な状態に保つためである。
2	家畜を蹴り上げたり、鈍器で殴ったりしてはいけない。人間が動物を虐待すると、最後の審判の後、火獄へ送られると信じられているからで、動物虐待が戒められる。
3	家畜が逃げ回らないように足を縛る場合、三本足をまとめて縛らないといけない。回族は数字に関しては偶数より奇数を優先するが、四本足を縛ると家畜に過剰な負荷をかけるからである。※写真8
4	刃物は鋭利なものを使用すること。刃物を研ぐときは家畜の両目を覆い隠さねばならない。家畜に恐怖心を与えないためである。※写真9
5	屠畜を実施する場所は清潔にしておくこと。
6	屠畜は夜間に実施してはならない。
7	屠畜のときにドゥアー（祈念）を唱える。※写真10
8	家畜の頭を南に向け、顔を西へ向けなければならない。西は聖地マッカの方向（キブラ）に相当する。※写真11
9	屠畜では鋭利な刃物を使って家畜の頸動静脈・気管・食道を一気に切断しなければならない。これは家畜に必要以上の苦痛を感じさせないための配慮である。※写真12
10	また、刃物を使う時には人差し指を真っ直ぐ伸ばし、刃物の峰に乗せなければならない。この持ち方は屠畜が神の名のもとでの行為であることを確認するための所作である。

動物の虐待、(3) 動物の縛り方、(4) 鋭利な刃物を使用すること、(5) 屠畜場所の清潔さ、(6) 屠畜の時間帯、(7) ドゥアー（祈念）、(8) 動物の頭・顔の向き、(9) 頸動脈・気管・食道の切断、(10) 刃物の持ち方の細則は、寧夏回族自治区、内モンゴル自治区、北京市の回民社会では広く共有されている。

例えば、寧夏回族自治区銀川市や内モンゴル自治区フフホト市の清真寺において教長やその弟子たちが屠畜の細則（屠畜従事者が沐浴を済ませたかどうか、屠畜を実施すべき時間帯など）をめぐって意見を交わしていた場面を目にしたことがあり、表1の細則が清真寺関係者のあいだである種の常識として遵守される傾向にあることを確認している。ただし、フフホト市の屠畜従事者（清真寺でイスラーム諸学を学んだ者）から聞いた話によれば、その男性がハラル企業に雇用されていたときに屠畜の細則を厳格に遵守しようとしたところ、その是非をめぐって経営者側（回族）と揉めたことがあり、屠畜の合理化を最優先するあまり、経営者側が屠畜の細則を徹底させない企業があるという⁸。



写真8 犠牲獣の羊 (内モンゴル)
出所：筆者撮影 (2017年)



写真9 解体用包丁 (内モンゴル)
出所：筆者撮影 (2016年)



写真10 供犠の祈念 (内モンゴル)
出所：筆者撮影 (2014年)



写真11 家畜の頭を南へ向ける (北京市)
出所：筆者撮影 (2018年)



写真12 屠畜の瞬間 (北京市)
出所：筆者撮影 (2018年)

V 考察——屠畜の<再周縁化>

1 生活圏から消えた屠畜

ここまでみたように、近現代中国の政治社会変動によって屠畜従事者は様々なかたちで翻弄されてきた。まず、中国の回民社会、主に伝統主義者にかぎって言えば、清真寺に在籍する宗教職能者の下刀アホンは回民社会のなかで<周縁化>されてきた。すなわち、伝統主義者の清真寺では下刀アホンが屠畜を専ら担当するという慣行が遵守されており、原則、一般信徒は屠畜代行を下刀アホンに依頼し、屠畜にともなう殺生の罪を背負わないよう努めていた。下刀アホンは家畜を屠畜する権利を独占していたのであるが、その一方、彼らは日々の宗教活動において様々な禁忌を課せられる立場にあった。つまり、下刀アホンは「アホン」という尊称を付与されていたにもかかわらず、回民社会の<周縁>に位置付けられていたのである。このような現象を筆者は屠畜の<周縁化>と名付けたことがあるが〔澤井 2020〕、屠畜の<周縁化>は清真寺の一般信徒が屠畜という伝統習俗を忌避してきたことを如実に物語っている。

屠畜の<周縁化>は回民社会内部で醸成されたものであるが、中国の近代化、その後の日本軍の占領によって、回民の屠畜は主に税収確保や公衆衛生を理由として国家権力から制約を受けるようになった。つまり、近代以降、欧米を模範とした屠場の開設、社会主義改造の実施などの影響により、屠畜業は集団化され、公私合営化の経た後、国営企業によって管理されるようになったのである。1978年の改革開放政策の導入以降、国営の屠場のなかには民営化されたものが出てきたが、屠場が都市部の中心地ではなく、郊外に配置されていることには変わりはない。すでに述べたように、1950年代の公私合営化（その後の国営化）以前、回民の屠畜業は私営の業者（店舗）によって営まれていたが、それらが公私合営化および国営化によって集約され、郊外へ移転されたのである。つまり、屠畜業という回民の伝統的な生業は住民の生活圏から切り離され、視界から消えてしまったのである。このような現象を屠畜の<不可視化>と名付けておきたい。

屠畜の<不可視化>はけっして珍しい出来事ではなく、世界各地に建設された近代的屠場のいずれの事例にもあてはまる。例えば、フランスやアメリカの近代的屠場においても屠畜が地域住民の視界から消えてしまったことが指摘されている⁹。フランスの場合、人類学者ノエル・ヴィアレス〔Vialles 1994 (1987)〕が近代フランスに誕生した屠場の開設と設備、屠畜と解体の方法、食肉加工の過程、職人の役割分担などを仔細に調査し、家畜が商品へと変貌することを<脱動物化>と名づけた。19世紀のフランスでは町の中心部における屠畜は禁止され、屠畜は郊外に新たに設置された屠場で一括管理されるようになった。19世紀以前のフランスでは町の中心部に肉屋が位置し、肉屋が屠畜をおこなっていたが、衛生上の理由により町の中心部から排除され

た。また、近代的屠場は清潔さを謳い、住民の目が届かない場所に設置されたため、殺生の不可視化にも成功した。このように、巨大な壁に囲まれた屠場のなかでは数多くの家畜がライン生産方式によって機械的に処理され、名もなき商品へと姿を変えるのである。

アメリカ合衆国の場合、ネブラスカ州の屠場でフィールドワークを実施した政治学者ティモシー・パチラットがいかにして工場屠畜が現代社会の権力機構として作用しているのかを距離と隠蔽の視点から論じた。パチラットによれば、私たちは普段、屠場で生産された商品を摂取するが、現代の屠場は場所なき場所、つまり、巨大な壁によって視界から隠されており、部外者が3Kと呼ぶ労働によって見えづらくなっている [Pachirat 2013 : 3-4]。屠場に渦巻く権力関係は監禁、隔離、不可視性を特徴とし、屠場の壁、金網、検問所などによって形成される距離は、私たちが人種、ジェンダー、市民権、教育の階層性を構築・再強化することによって作り出した距離でもある [Pachirat 2013 : 8-9]。ジェームズ・スコットの弟子でもあるパチラットはノルベルト・エリアスやミシェル・フーコーから影響を受け、権力理論への関心から、屠場の距離と隠蔽に不可視性が伴うことに注目し、監視と隠蔽の両方がいかにして作用するのか、いかにして<視覚の政治学> (the politics of sight) が生起するのかを論じた [Pachirat 2013 : 14-15]。

ここで、欧米諸国の屠場だけでなく、日本国内の屠場にも目を向けねばなるまい。日本の場合、江戸末期から民営の屠場が開設されていたが、食肉産業が国の産業として着手され始められると、1906年(明治39年)に屠場法が制定され、民営の屠場が市営の屠場へ一本化されるようになった。例えば、兵庫県の場合、1906年の屠場法の制定を契機として民営の屠場の多くは廃場せざるをえなくなり、唯一生き残った屠場はその後、市営の屠場に統合されている [本郷 2004 : 23]。東京の場合、1936年(昭和11年)、芝浦に市営の屠場が開設されている。このように、近代化以降、日本各地で食肉需要が高まるなか、屠場が乱立するようになったが、その一方で、屠場の開設・経営は中央・地方政府の管理下に置かれるようになった。国家権力による屠畜業の集約はパチラットが指摘した監視と隠蔽に通ずる。なお、家畜取引や屠畜業が国家権力の管理下に置かれたとはいえ、屠畜の専門技術は近代的屠場においても不可欠であり、被差別部落の職人が数多く動員(雇用)され、屠畜業が周縁化され続けたことにも留意せねばならない。

このように、近代以降、欧米諸国を中心として資本主義経済の世界的拡大とともに、工場屠畜を目的とした新しい形式の屠場が開設されるようになり、その結果、屠畜業者が経営していた小規模な店舗は都市住民の生活圏から郊外へと移転され、新しい工場屠畜の巨大施設に再編されたのである。ヴィアレスやパチラットが指摘したように、国家権力や大企業が主導する近代的屠場の建設は隔離と分断を大きな特徴とする。このような特徴は近現代以降に中国国内に誕生した屠場にも通底するものであ

る。

2 新しい屠師の育成

ここまで記述したように、近現代中国において回民の屠畜をとりまく状況は急速に変容した。日本軍占領下であれ、中国共産党の支配下であれ、回民の屠畜は国家権力の統制下に置かれ、とりわけ1949年の中華人民共和国の成立以降、社会主義改造を契機として、回民の伝統的生業としての屠畜業は集団化され、最終的には国営化され、また、屠畜業者の人々は国営企業の職員となったり、他の職業への転職を余儀なくされたりした。このような側面だけをみたかぎり、回民の伝統的な屠畜業が抜本的に<改革>されたことは否定できない事実である。

しかしながら、屠畜業が回民の伝統的な生業として存在しえなくなったことは事実ではあるが、屠畜の伝統技法は消滅することなく、社会主義改造以降も清真寺のアホンを中心として細々と継承され続けていることにも留意する必要がある。1958年の宗教制度民主改革によって、清真寺に設置されていた下刀アホンという役職は廃止され、下刀アホンは清真寺から追放された。清真寺のなかには閉鎖あるいは転用された清真寺が多く、清真寺の教長やその弟子たちのなかにも清真寺を立ち去った者が少なくなかった。特に文化大革命が発動された後、清真寺が合併あるいは破壊されるようになり、当時、清真寺に在籍できた教長やその弟子たちは極めて少ない。それにもかかわらず、日々の屠畜や年中行事の犠牲祭のときには、教長やその弟子たちが政府当局から配給された家畜（主に羊や鶏）を屠畜していた。清真寺から追放された下刀アホンのなかには、全員が該当するわけではないが、国営の食品会社へ転職し、新しい職場で屠畜の伝統技法を守り続けた者もいる。このように、屠畜の伝統技法は、清真寺や国営企業などで屠畜を担い続けた人々によって細々と継承されたからこそ、文化大革命のさなかにあっても完全に消滅することはなかったのである。

1978年に改革開放政策の導入が決定された後、中国の大都市を中心としてハラール産業が国営企業の軛から徐々に解放されたが、そのときに必要とされたのがハラール屠畜を担当できる人材であった。前述したように、清真寺においては「刀師傳培訓班」（屠師養成課程）が設置され、屠畜を担当できる人材の育成に力が注がれた。旧来の下刀アホンが役職として復活することはなく、改革開放期に着任した教長やその弟子たちが屠師の任務を担うようになった。例えば、内モンゴル自治区フフホト市の清真大寺で犠牲祭が開催されたとき、数多くの牛や羊を屠畜したのは教長ではなく、教長の弟子たちであった。

ここで注目すべきは、改革開放政策の導入後、屠師の新たな継承者が育成されたが、一般信徒ではなく、あくまでも宗教職能者が屠師の役割を担うようになった点である。すなわち、回民社会では家畜の殺生は清真寺の宗教職能者が専ら担うべき役割であると根強く認識されているのである。言い換えれば、改革開放政策が導入された

後も屠畜の<周縁化>という構図それ自体には変化はみられず、屠畜の<再周縁化>と呼べる現象が発生している。ただし、地域差がみられるが、イスラーム改革主義者の清真寺には、改革開放政策の導入後に一般信徒を屠師として養成した清真寺があり、このような清真寺の場合、屠畜の伝統技法を習得したのであれば、一般信徒であっても屠畜を担当することができる。屠畜を一部の宗教職能者にあえて代行させないという新しい試みも散見される。

最後に、ひとつ補足しておきたい。下刀アホンについて北京市や内モンゴル自治区フフホト市に在住する回民に問い合わせたところ、改革開放政策が導入された後、開放あるいは修復された清真寺に下刀アホンが出入りしており、屠畜代行を依頼されている情報を得た。もちろん改革開放期の清真寺には、教長、その弟子たち、清真寺民主管理委員会しか在籍できないことになっているが、清真寺に出入りする下刀アホンが現在も存在するという情報を入手した。内モンゴル自治区フフホト市在住の回民（男性、30代、会社員）の証言を引用しておきたい。

清真寺によっては現在も下刀アホンが出入りしている。例えば、私は清真大寺に通う下刀アホン数名と面識がある。私自身の身内の話であるが、1949年以前、私の母方祖父の弟が清真大寺で下刀アホンを務めていた。清真大寺には他にも下刀アホンが在籍していた。一般的に、下刀アホンは清真寺でクルアーンなどの専門的に学んだことがあるが、最終的に教長として雇用されなかったため、下刀アホンとなった。下刀アホンもイスラームを学んだ専門家で、アホンが屠畜していたのだから、下刀アホンが屠畜した家畜の肉がハラールかどうかについて何ら不安に思うことはなかった。しかし、現在、特に最近、屠畜は技術さえあれば誰もができるようになっており、ムスリムだけではなく、非ムスリムさえもがハラール食品を販売しているので、ムスリムが家畜を屠畜したかどうかわからない。私は、自分が信頼できる店舗からしか肉を買わないようにしている¹⁰。

この男性が主張したのは、下刀アホンの方が現在の屠畜従事者よりもイスラームの戒律を遵守していたため、下刀アホンの屠畜の方が安心できるということである。実は、下刀アホンの屠畜の厳格さについては清真寺に通う古老たちが現在もしばしば強調することであり、ある程度は信憑性があると判断してよさそうである。実際、現代的な屠場（兼食肉加工場）では屠畜が機械化されており、そのような屠畜方法がイスラーム法の見地から検討して合法かどうかという議論があり、現代的屠場（兼食肉加工場）で加工処理された商品（精肉）をあえて購入しようとする回民の人々が存在する。

VI おわりに

本稿では、回民の屠畜という伝統習俗が近現代中国の政治社会変動にどのように翻弄されながら持続してきたのかという問題について検討を加えた。まず、日本軍占領下の満洲や北京では近代的な屠場が建設・運営されたが、このように新しい屠場の導入は税収確保、公衆衛生、治安維持を目的とした政策であり、新しい屠場の運営にあたって、漢人とは異なる外来宗教（イスラーム）を信仰する回民は日本軍関係者が初めて<遭遇>した少数民族であり、回民の伝統習俗は陸軍獣医にとって非常に新奇なものであり、日本軍関係者の立場から見れば<改良>されるべきものであった。

日本軍関係者の、ある種の自文化中心主義的な眼差しはけっして戦前・戦中期の日本軍関係者に特有なものであったわけではない。1949年以降、中華人民共和国の成立後、中国共産党・政府は漢人地域だけでなく、少数民族の集住地域においても社会主義改造を展開し、そのときに回民の伝統的な生業（主に家畜仲買業、屠畜業、精肉販売業、飲食業）は公私合営化・国営化の洗礼を受け、中国共産党が理想化した社会主義式集団化を強制された。1949年以前から存在した私営の屠畜業者は解体され、最終的には、漢人労働者とともに国営企業に再編された（やむをえず転業した者もいる）。また、1958年の宗教制度民主改革によって、清真寺専属の下刀アホンはその役職を廃止され、清真寺から追放され、1966年から1976年まで続いた文化大革命のときには国営の食品会社に勤務する屠師（清真寺から転職した下刀アホン）までもが排斥されてしまった。屠畜従事者は<改革>の名のもとに社会的に抹殺されてしまったことは否定しがたい。

このような中国国内の混乱状態は1978年の改革開放政策の導入によって落ち着きはじめ、清真寺の修復や再開放などを契機とし、中国国内のハラール産業が復活することとなった。中国各地では社会主義式計画経済が中止され、個人事業者や私営企業が新たに誕生するようになり、主に回民集住地域では牛・羊を中心とした畜産業、屠畜業、飲食業が積極的に営まれ、回民集住地域の経済を支える役割を担った。このようなどきに必要とされたのが家畜を屠畜する人材であり、下刀アホンの後継者が清真寺で育成されるようになった。基本的には、清真寺に在籍する教長とその弟子たちが特別な研修を受け、屠師としての役割を担うようになった。現在、清真寺であれ、ハラール企業であれ、家畜の屠畜を担当するのは清真寺に在籍する教長とその弟子たちである。1958年頃まで清真寺に専属した下刀アホンはほとんど存在しない。

ここまでみたように、特に現代中国の社会主義改造以降、回民の屠畜業者や下刀アホンは彼らが予想さえできなかった数々の政治社会変動に見舞われた。屠畜業者は集団化されて国営企業に再編されたり、転業させられたりし、下刀アホンの多くは転業・失業を余儀なくされた。このような<改革>の影響は悲劇的なものであったが、

屠畜の伝統技法それ自体は清真寺関係者によって細々と受け継がれて、下刀アホンが実践していた伝統技法は現在も維持されている。つまり、清真寺の宗教職能者が屠畜を専ら担当するという屠畜の<周縁化>が強化されているとはいうものの（屠畜の<再周縁化>）、下刀アホンの伝統技法それ自体はおおむね損なわれずに継承されているのである。

注

- 1 前身は義和団事件後に日本から中国へ派遣された清国駐屯軍（大日本帝国陸軍所属）であり、192年4月に支那駐屯軍に改称された。支那駐屯軍は1937年8月に北支那方面軍に編成された。
- 2 満洲国の回民に関わる事件は満洲伊斯蘭協會の機関誌『伊斯蘭旬刊』に詳しい。新京市（現長春市）のムスリム墓地の騒動については1933年4月号の『伊斯蘭旬刊』に掲載された「新京伊斯蘭教墳墓遷葬始末記」で報道されている。
- 3 旧商業部が1955年に公布した「關於牛羊肉經營中有関回民風俗習慣の几点注意事項の指示」。
- 4 例えば、小林元、岩村忍、今堀誠二、今西錦司、梅棹忠夫たちがいた。
- 5 『回教月刊』第1巻第7期（1938年）72頁。
- 6 1940年当時の中国における1人当たりの実質GDPについては、あくまでも推計であるが、久保・加島・木越 [2016 : 17]、南・牧野編 [2014 : 360-361] に掲載された表によれば82.6元ほどである。
- 7 内モンゴル自治区フフホト市在住の回族（男性、60代、定年退職者）に対してSNSを利用して実施した聞き取り調査（2022年11月16日）。
- 8 内モンゴル自治区フフホト市在住の回族（男性、60代、屠畜従事者）に対して実施した聞き取り調査（2019年4月29日）。
- 9 近代的屠場に関する人類学的な先行研究については澤井 [2023b] で詳細に紹介した。本稿においては澤井 [2023b] を参照し、先行研究の紹介文を記述した。
- 10 内モンゴル自治区フフホト市在住の回族（男性、30代、会社員）に対してSNSを利用して実施した聞き取り調査（2021年5月29日）。

参考文献

- 菊地正助 1906「満洲ニ於ケル獣医行政」『中央獣医学会雑誌』19（10）：381-393。
 —— 1911「満洲及台湾の食肉衛生比較に就て」『中央獣医学会雑誌』24（8）：367-372。
 久保亨・加島潤・木越義則 2016『統計でみる中国近現代経済史』東京大学出版会。
 澤井充生 2020「現代中国の回族社会における屠畜の周縁化——動物供犠と殺生忌避の事例分析から」『日本中東学会年報』35（2）：129-152。
 —— 2022「屠師はウンマの民にらず——清真寺から消えた下刀アホンの軌跡」『人文学報』518-2：123-144。
 —— 2023a「北京市におけるハラール産業の栄枯盛衰——職業倫理からみたハラール飲食店の<真正性>」『人文学報』519（2）：137-162。
 —— 2023b「動物をほふる民俗知の実践——屠畜をめぐる比較民族誌」『文化人類学』88（1）：44-55。
 —— 2023c「預言者を模倣し、自力供犠を敢行する——<正しいイスラーム>を追求するための民俗知の実践」『文化人類学』88（1）：76-94。
 濟南市公畜産管理処 1940「濟南市に於ける食肉と回教」『応用獣医学雑誌』13（4）：239-247。
 田島大輔 2010「『満洲国』における回民墓地遷移問題——『建国』当初の事例を中心に」『立命館文学』619：552-559。
 本郷浩二 2004「明治・大正期の食肉産業と被差別部落——屠畜業との関わりを中心に」『部落解放研究』

159 : 19-32.

- 三田了一・竹内好典 1941『北支那回教事情』南滿洲鉄道北支經濟調査所。 ※山下晋司・中生勝美・伊藤亞人・中村淳編『アジア・太平洋地域民族誌選集 北支那回教事情』クレス出版。
- 南亮進・牧野文夫編著 2014『アジア長期經濟統計3 中国』東洋經濟新報社。
- Pachirat, T. 2013. *Every Twelve Seconds: Industrialized Slaughter and the Politics of Sight*. Yale University Press.
- Vialles, N. 1994. *Animal to Edible*. Cambridge University Press.
- 国家民族事務委員會政策法規司編 2006『国内外清真食品管理法律法規和政策彙編』法律出版社。
- 馬沙 1958「北京的清真寺」『中国穆斯林』第1期：20-22。
- 馬振邦 1958「宰牲常識」『中国穆斯林』第2期：10。
- 彭年編著 1996『北京回族与伊斯蘭教史料彙編』北京市民委史辦辦公室・北京市伊斯蘭教協會。
- 吳鳳儀 1958「反对壞人壞事，減輕宗教負担，輕裝躍進」『中国穆斯林』第10期：21-22。
- 楊貴・李華国 1958「可以使回民從沈重的宗教負担下解放出來嗎？」『中国穆斯林』第8期：29-30。

滿洲伊斯蘭協會機關誌

筆者不詳 1933「新京伊斯蘭教墳墓遷葬始末記（1）緒言」『伊斯蘭旬刊』4月号：5。

中国回教總聯合會機關誌

- 穆民 1939「回教屠宰業漫談」『回教月刊』第2卷第1期：18-21。
- 中国回教總聯合會華北聯合總部 1938「セ帖羊問題仍然無望——符合民族信仰之法制不知何日實現？」『回教月刊』第1卷第7期：72。

中国回民文化協進會機關誌

- 白堅 1957「北京市飲食業中の民族工作」『通訊』第25期：1-2。
- 邯鄲專署民族事務委員會 1956「大名県城関鎮解決了回民肉食業の困難」『通訊』第20期：5。
- 郝焯烈 1957「張家川回族自治県私営工商業手工業社会主義改造後の情況」『通訊』第27期：13。
- 劉文芸 1956「談談回民職工の伙食問題」『通訊』第24期：15。
- 馬鴻超 1956「長春市一個公私合營的回民飯店」『通訊』第15期：12。
- 馬元起 1956「撫順市75%的回民加入了工人階級隊伍」『通訊』第19期：7。
- 秦良・韓啓昌 1956「天津市本着回族行業的特点完成了牛羊肉全行業的改造」『通訊』第19期：5-7。
- 瑞澤 1956「合作後的西寧市牛羊肉市場」『通訊』第14期：15。
- 石長森 1956「哈爾濱市对回民各行業的改造情況」『通訊』第20期：9。
- 楊廷鈞・王鳳岷 1956「進一步做好回民職工の伙食管理工作」『通訊』第24期：14。
- 楊希舜 1956「厦門清真屠宰場納入國營」『通訊』第19期：16。
- 中国共產党臨清市統一戰線工作部 1956「臨清市回民工商業、手工業在私改後の情況」『通訊』第16期：11-12。
- 筆者不詳 1955「干一委員關於天津市回民軛業、就業和对牛羊肉業進行社会主義改造情況的發言」『通訊』第8期：45-49。

グラフ誌

民族事務委員會主管 『民族画報』1983年6月号、1985年6月号、1985年8月号、1989年1月号。